

伊丹市放課後児童健全育成事業に係る届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、県及び本市以外の者が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3に規定する放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8第2項から第4項までに規定する届出その他の放課後児童健全育成事業に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(事業開始の届出)

第2条 法第34条の8第2項の規定による放課後児童健全育成事業の開始の届出は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）
- (2) 定款その他の基本約款
- (3) 運営規程
- (4) 主な職員の職員名簿（様式第2号）
- (5) 施設に関する平面図等（専用区画の面積等が確認できるもの）
- (6) 収支予算書（様式第3号）
- (7) 事業計画書（様式第4号）

2 前項第6号及び第7号に掲げる書類について、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、これらの書類の提出を要しない。

3 法第34条の8第2項の規定により放課後児童健全育成事業の開始の届出を行う者は、当該届出の際に、放課後児童支援員（伊丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊丹市条例第40号）第11条第1項に規定する放課後児童支援員をいう。）の資格証明書等の写し及び誓約書（様式第5号）を併せて市長に提出しなければならない。

(事業変更の届出)

第3条 法第34条の8第3項の規定による届出事項の変更の届出は、放課後児童健全育成事業変更届（様式第6号）により行うものとする。

(事業の廃止及び休止の届出)

第4条 法第34条の8第4項の規定による放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出は、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第7号）により行うものとする。

(事故の報告)

第5条 伊丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第22条第1項に規定する市への連絡は、放課後児童健全育成事業事故報告書（様式第8号）により行うものとする。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。